

～事業主のみなさまへ～

職場体験受入のお願い

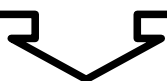
障がい者の「働きたい」を応援してください！

「職場体験」のご案内

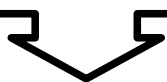
- 「障がい者の雇用を検討している企業」と「就労を目指す障がい者」の出会いの場です。
- 作業の一部を実際に体験させていただきます。作業中は、支援員※が障がい者に付き添います。
- 作業に対する賃金等の謝礼は不要です。また、保険に加入した上で作業に従事します。
- 職場体験の受入れは、短時間でも構いません。(1時間程度)

※支援員：支援学校の教員や障がい福祉サービス事業所、会津障害者就業・生活支援センター（ふろんていあ）の職員など。障がい者の雇用や職場定着への支援を行っています。

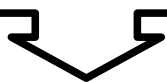
職場体験受入の相談



職場体験



雇用の相談



雇用へ



雇用後も支援員が定期的にお伺いします

主な職場体験(例)

受入企業:小売店、介護施設、旅客業、農業など

障がい種別:精神障がい、知的障がい

体験期間:2～3日程度・1～4時間程度

体験内容:商品の棚卸・袋詰め、ヘルパー補助、掃除、果樹園補助など

体験の結果、雇用に結びつく方もいらっしゃいます。作業スキルや障がい特性への対応等について、支援員もご相談に応じます。



障がい者を雇用する場合は、助成金制度などさまざまな支援策を活用することができます。

- トライアル雇用助成金
- 特定求職者雇用開発助成金
- 障害者雇用安定助成金 など

会津若松市Webサイト
障がい者の雇用に関する助成金→

職場体験実習を行った方の声

職場体験者の方

「小売店での、品物の前出しという作業を体験しました。最初は店長さんに手順を教わりながら徐々に綺麗にならべることができました。

商品がどこにあるかわからない時には店員さんにすぐに聞きに行くなどがんばりました。

店長さんから「仕事が早いし綺麗に並べられたね」と褒められて嬉しかったです。

買い物に行った時に品出しの様子を見ていましたが、実際体験して大変さがわかりました。今回の実習を活かして就職活動を頑張っていきたいと思いました。」

企業担当者の方

『初めは緊張されていた様子もありましたが、真面目に集中して実習されていました。』

挨拶も丁寧で、商品の品出しの際に、表裏をそろえるなど、指示していなくても先々のことを考え、配慮されており驚きました。

返事や「いらっしゃいませ」の言葉などもう少しはっきりと言えたらさらに良かったと思います。今後、経験を重ね、さらにスキルアップされ、活躍されることを期待しております。』

精神・発達障がいのある方を雇用するために➡

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座について

- ◆内容:「精神疾患(発達障害を含む)の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)」等について
- ◆メリット:精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などについて理解を深めることができます。
- ◆講座時間:90~120分程度(講座75分、質疑応答15~45分程度)を予定
- ◆受講対象:企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
※今現在、障がいのある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

事業所への出前講座
もあります



ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。
※詳細は、福島労働局職業安定部職業対策課(Tel.024-529-5463)

障がい者の雇用についてのお問い合わせ

●ハローワーク会津若松
(会津若松市西栄町2-23)

【相談内容】各種援助・支援制度について

【受付時間】月曜日～金曜日
(年末年始、祝日除く)
8:30～17:15

【電話番号】0242-26-3333
(音声案内に従い、1#(シャープ)を
押すと総合案内につながります)

●会津障害者就業・生活支援センター
(ふろんていあ)

(会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂86-1)

【相談内容】就職する前の支援について
就職した後の支援について

【受付時間】月曜日～金曜日
(年末年始、祝日除く)
8:30～17:30

【電話番号】0242-85-6592

職場体験受入についてのお問い合わせ

会津若松市地域自立支援協議会就労部会
(事務局:会津若松市障がい者支援課)

【電話番号】0242-39-1241

障がい者の雇用について



会津若松市Webサイト

障がい者福祉について

